



IFRS<sup>®</sup>

Accounting

2025年12月

公開草案

IFRS<sup>®</sup>会計基準

設例及び適用ガイダンス  
リスク軽減会計  
IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案

コメント期限：2026年7月31日

設例及び適用ガイダンス

公開草案

リスク軽減会計

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2026 年 7 月 31 日

These Illustrative Examples and Implementation Guidance accompany the Exposure Draft IASB/ED/2025/1, which was published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **31 July 2026** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the IASB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

#### © 2025 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

設例及び適用ガイダンス

公開草案

リスク軽減会計

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2026 年 7 月 31 日

これらの設例及び適用ガイダンスは、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表した公開草案 IASB/ED/2025/1 に付属するものである。コメントは2026年7月31日までに到着する必要があるため、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、IASB 及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

#### © 2025 IFRS Foundation

**不許複製・禁無断転載：**複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [licensing@ifrs.org](mailto:licensing@ifrs.org) に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’, ‘Hexagon Device’ ロゴ®, ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, ‘ISSB®’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards Foundation®’, ‘IFRS Foundation®’, ‘NIIF®’, ‘SASB®’, ‘SIC®’, ‘SICS®’, 及び ‘Sustainable Industry Classification System®’がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## 目 次

	開始する項
[案] IFRS 第 9 号「金融商品」に関する設例の修正	
リスク軽減会計	IE160
設例 20—事業活動及びリスク管理活動の性質	IE161
設例 21—基礎ポートフォリオ：ヘッジ対象エクスポージャー	IE171
設例 22—基礎ポートフォリオ：その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	IE178
設例 23—基礎ポートフォリオ：自己資本（Own equity）で賄う金融資産	IE184
設例 24—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定	IE192
設例 25—リスク軽減目的の特定	IE199
設例 26—リスク軽減調整額が全額は実現しない可能性があるという兆候	IE209
設例 27—正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の測定	IE220
設例 28—リスク軽減会計の中止後のリスク軽減調整額の純損益への認識	IE231
[案] IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンスの修正	
リスク軽減会計（第 30D 項から第 30P 項）	IG14A

## [案] IFRS 第9号「金融商品」に関する設例の修正

IE160 項から IE237 項及び関連する小見出しを追加する。読みやすくするため、これらの各項及び小見出しには下線を付してない。[ ] 内の項参照は、公開草案「リスク軽減会計」において IFRS 第9号「金融商品」に追加することを提案している項を参照している。これらの設例は、公開草案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

### リスク軽減会計

IE160 これらの設例は、企業が [IFRS第9号の第7章「リスク軽減会計」] における要求事項のいくつかを企業の金利改定リスク管理の特定の側面に適用し得る方法を、各設例に示した事実関係に基づいて例示している。設例における分析は、要求事項を適用することのできる唯一の方法を表現することを意図したものではなく、設例は例示した特定の産業のみに適用することを意図したものではない。これらの設例は、必ずしも参照した項におけるすべての要求事項を例示するものではなく、追加的な要求事項を創設するものではない。

### 設例20—事業活動及びリスク管理活動の性質（セクション7.1）

IE161 リスク軽減会計の適用が財務諸表利用者に有用な情報を提供することを確保するため、IFRS第9号は、企業の事業及びリスク管理活動が [IFRS第9号の7.1.4項] で定めている特性を有している場合にのみ、企業がリスク軽減会計を適用することを認めている。

#### シナリオ1—ファイナンスを提供し預金を受け入れている銀行

IE162 企業Aは、顧客にファイナンスを提供し、顧客から預金を受け入れている銀行である。これらの活動により、企業は金融資産の組成及び金融負債の発行を頻繁に行っており、両方とも、さまざまな金利ベンチマークを参照した固定金利の金融商品及び変動金利の金融商品を含んでいる。これらの金利改定差異により、企業Aの金利改定リスクに対するエクスポージャーは頻繁に変動する。

IE163 企業Aのリスク管理戦略は、企業が金融資産及び金融負債から生じる金利改定リスクを集約することによって金利改定リスクを純額ベースで管理すると定めている。金利改定リスクを純額ベースで管理するために、企業Aのリスク管理戦略は、金利改定リスクに対するエクスポージャーを内部移転価格のために使用するベンチマーク金利に基づいて測定することを企業に要求している。

IE164 金利改定リスクに対する企業Aのエクスポージャーは、金融商品が決済され新たな金融商品が追加されるにつれて頻繁に変動する。したがって、企業Aは、企業が追加的なリスク管理活動をどの程度まで行う必要があるのかを決定するために、正味金利改定リスク・エクスポージャーを定期的に算定する。

IE165 企業Aは、金利デリバティブを使用して、軽減対象期間にわたり、金利改定リスクに対

## リスク軽減会計

する残存エクスポージャーがリスク管理戦略において定められているリスク限度内にとどまることを確保する。この目標を達成するため、企業Aはいくつかの種類の金利デリバティブを使用して、金融資産及び金融負債のキャッシュ・フローと公正価値の両方の変動性を軽減する。

IE166 企業Aは、自社の事業及びリスク管理活動は [IFRS第9号の7.1.4項] で定めている特性を有しており、したがってリスク軽減会計を適用することが認められると結論を下す。

### シナリオ2—製造会社

IE167 企業Bは、いくつかの地域で国際的に事業を営んでいる製造会社である。これらの地域における営業の資金を費用対効果の高い方法で調達して、営業費用を支払うための十分な資金残高を維持できるようにするため、企業Bは、金利が低い地域で、また、時には、金利が低い時期に、長期の借入を行う。これらの借入による収入は、その後、金利が高い地域で、さまざまな満期のさまざまな種類の利付金融資産に投資される。金融資産と金融負債との間の金利改定差異により、企業Bは金利改定リスクに晒されている。

IE168 企業Bのリスク管理戦略は、企業が金利改定リスクを個々の借入金及び投資に基づいて管理すると定めている。当該戦略では、企業Bは金利費用を管理するリスク限度と金利収益を管理するリスク限度とを別々に定めている。

IE169 したがって、企業Bは金利デリバティブを使用して、金融資産及び金融負債のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動性に対するエクスポージャーを別々に管理する。

IE170 企業Bは、自社の事業及びリスク管理活動は [IFRS第9号の7.1.4項] で定めている特性を有しておらず、したがってリスク軽減会計を適用することが認められないと結論を下す。その代わりに、企業Bは、リスク管理活動の経済的影響を財務諸表において表現するために、IFRS第9号の第6章「ヘッジ会計」におけるヘッジ会計の要求事項を適用することを選択する。

## 設例 21—基礎ポートフォリオ：ヘッジ対象エクスポージャー（セクション 7.2）

---

### 事実パターン

- IE171 リスク管理戦略に従って、企業Cは、自社の機能通貨建の特定の金融資産及び金融負債から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理する。企業Cは、自社の事業及びリスク管理活動が〔IFRS第9号の7.1.4項〕で定めている特性を有していると結論を下す。企業Cはリスク軽減会計を適用することを選択する。
- IE172 企業Cの事業活動の大半が自社の機能通貨建であるが、時には外貨で資金調達を行う。これらの外貨建借入は、企業Cを為替リスクと金利リスクの両方に晒すため、企業Cはこれらのリスクを通貨金利スワップの使用によって管理する。このスワップの効果は、外貨建の固定金利負債を自社の機能通貨建の変動金利負債に変換することである。
- IE173 企業Cは、この自社の機能通貨建の変動金利負債を（通貨金利スワップの影響を考慮に入れることから生じる）金利改定リスクに対するエクスポージャーの算定に含める。

### 分析

- IE174 リスク管理活動の影響を財務諸表において会計処理するために、企業CはIFRS第9号の第6章におけるヘッジ会計の要求事項を適用する。企業Cは公正価値ヘッジ関係を次のように指定する。
- (a) 外貨建金融負債をヘッジ対象に
  - (b) 通貨金利スワップをヘッジ手段に
  - (c) 金利リスク及び為替リスクをヘッジされるリスクとする。
- IE175 金融資産及び金融負債から生じる金利改定リスクを純額ベースで管理するために、企業CはIE174項に記述したヘッジ対象とヘッジ手段を組み合わせた影響を〔IFRS第9号の7.2.2項〕に従って基礎ポートフォリオにヘッジ対象エクスポージャーとして含める。
- IE176 したがって、企業Cは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定に際して、当該ヘッジ対象エクスポージャーを企業Cの機能通貨建の変動金利負債として基礎ポートフォリオの中に含める。
- IE177 企業Cはヘッジ対象エクスポージャーを基礎ポートフォリオに含めるが、リスク軽減会計の適用は、企業Cがヘッジ対象及びヘッジ手段をIFRS第9号の第6章に従ってどのように認識し測定するのかに影響を与えない。

## 設例 22—基礎ポートフォリオ：その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（セクション7.2）

### 事実パターン

- IE178 リスク管理戦略に従って、企業Dは金利改定リスクを純額ベースで管理しており、自社の事業及びリスク管理活動が「IFRS第9号の7.1.4項」で定めている特性を有していると結論を下す。企業Dはリスク軽減会計を適用することを選択する。
- IE179 企業Dは、流動性管理の必要を満たすために流動性の高い優良債券のポートフォリオを保有している。企業Dはこれらの債券をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する。
- IE180 流動性の高い優良債券から生じる金利リスクを管理するために、企業Dは金利スワップを締結して固定金利金融商品を変動金利金融商品に変換する。

### 分析

- IE181 「IFRS第9号の7.2.1項」に従って、企業Dは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産が企業Dを金利改定リスクに晒す場合には、当該金融資産を基礎ポートフォリオに含めることができる。しかし、企業Dが正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定する際に債券から生じる金利改定リスクを含めるかどうか及びどのように含めるのかは、企業Dが金利改定リスクをどのように管理しているのかに応じて決まる。
- IE182 企業Dがリスク管理目的で金利改定リスクに対するエクスポージャーを算定する際に、流動性の高い優良債券から生じる金利改定リスクを含めている場合には、企業Dはリスク軽減会計を適用する目的上、当該債券を基礎ポートフォリオに含めることができる。企業のリスク管理活動の一部として締結された金利スワップは、指定デリバティブに含めることに適格である。リスク軽減会計の適用は、金融資産の測定を変化させない。したがって、その他の包括利益に認識される公正価値利得又は損失は影響を受けない。
- IE183 あるいは、企業Dのリスク管理戦略が、債券の公正価値の変動性を軽減すること又は債券に関連したその他のリスクを軽減することである場合がある。企業Dは、当該債券を公正価値ヘッジにおいて指定するためにIFRS第9号の第6章に従ってヘッジ会計を適用することができる。企業Dのリスク管理戦略に従って、企業Dが金利改定リスクに対するエクスポージャーを算定する際にヘッジ対象エクスポージャーから生じる金利改定リスクを含めている場合には、そうしたヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

設例 23—基礎ポートフォリオ：自己資本（Own equity）で賄う金融資産  
（セクション7.2）

事実パターン

- IE184 リスク管理戦略に従って、企業Eは、3年のローリング期間にわたる金融商品から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理している。企業Eのリスク管理戦略は、企業が正味金利収益を軽減対象期間にわたって安定化させるためにキャッシュ・フローを基礎とした測定を使用すると定めている。企業Eはリスク軽減会計を適用することを選択する。
- IE185 期首現在で、企業Eは次のものを有している。
- (a) 名目金額がCU80百万で満期が2年の顧客からの固定金利預金（金融負債）
- (b) 名目金額がCU50百万の変動金利の中央銀行への預け金（金融資産）
- (c) 名目金額がCU100百万で金利が2年間固定される住宅ローン（金融資産）
- IE186 企業Eは、金融資産及び金融負債の決済から生じるキャッシュ・フローを再投資又は再調達することを見込んでいる。
- IE187 金利改定リスク管理の目的上、企業Eは超過する金融資産が自己資本（Own equity）で賄われると仮定する。この場合、企業Eは金融資産と金融負債の名目金額の間のCU70百万の差額が企業Eの自己資本（Own equity）で賄われると仮定する。

	20X1	20X2	20X3
	百万CU	百万CU	百万CU
<b>金融資産</b>			
住宅ローン—固定金利	100	100	—
住宅ローンの再投資—変動金利	—	—	100
中央銀行への預け金—変動金利	50	50	50
合 計	150	150	150
<b>金融負債</b>			
顧客の預金—固定金利	(80)	(80)	—
顧客の預金の再調達—変動金利	—	—	(80)
合 計	(80)	(80)	(80)
<b>自己資本（Own equity）で賄われる超過の金融資産</b>	<b>70</b>	<b>70</b>	<b>70</b>

## リスク軽減会計

IE188 リスク管理戦略に従って、企業Eはすべての変動金利項目の金利改定リスクは管理していない。その代わりに、内部のモデリング（例えば、エクイティ・モデリング）に依拠して、金利改定リスクに対するエクスポージャーを純額ベースで算定する際に、企業が変動金利の預金をどの程度まで含めるのかを決定する。

### 分 析

IE189 企業の自己資本（Own equity）は基礎ポートフォリオに含めることに適格ではないため、企業EはCU70百万の資本（Equity）を基礎ポートフォリオに含めない。しかし、[IFRS第9号のB7.2.17項]は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定する目的で基礎ポートフォリオに含める変動金利金融商品の金額を算定するにあたって、内部のエクイティ・モデリングを代用として使用することを認めている。

IE190 内部のモデリングに基づいて、企業Eは、名目金額CU40百万の中央銀行への預け金を20X1年の金利改定期間帯に、名目金額CU30百万の中央銀行への預け金を20X2年及び20X3年の金利改定期間帯に含める。

IE191 企業Eの基礎ポートフォリオは次のもので構成される。

- (a) 名目金額がCU100百万で金利が2年間固定される住宅ローン
- (b) 名目金額がCU80百万で2年後に満期となる顧客からの固定金利預金
- (c) 名目金額がCU30百万で3年後に満期となる変動金利の中央銀行への預け金
- (d) 名目金額がCU10百万で1年後に満期となる変動金利の中央銀行への預け金
- (e) 上記(a)及び(b)に関する予想される再投資及び再調達

	20X1	20X2	20X3
	百万CU	百万CU	百万CU
<b>固定金利エクスポージャー</b>			
住宅ローン（金融資産）	100	100	—
顧客の預金（金融負債）	(80)	(80)	—
合 計	20	20	0
<b>変動金利エクスポージャー</b>			
中央銀行への預け金（金融資産）	40	30	30
住宅ローンの再投資（金融資産）	—	—	100
顧客の預金の再調達（金融負債）	—	—	(80)
合 計	40	30	50

## 設例 24—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定（セクション 7.2）

### 事実パターン

- IE192 リスク管理戦略に従って、企業Fは金融商品から生じる金利改定リスクを純額ベースで管理しており、自社の事業及びリスク管理活動が [IFRS第9号の7.1.4項] で定めている特性を有していると結論を下す。企業Fはリスク軽減会計を適用することを選択する。
- IE193 企業Fは、金利改定の満期ギャップを、5年の金利改定期間帯に基づいて5年のローリング期間にわたる金利改定リスクに対するエクスポージャーを定量化するための測定として使用する。20X1年度の期首現在で、企業Fは次のもので構成されるポートフォリオを管理している。
- (a) ポートフォリオFA1—名目金額がCU500百万の固定金利の住宅ローン。当該貸付金の契約上の満期は5年であるが、当該住宅ローンは2年後の早期返済を認めている。
  - (b) ポートフォリオFA2—名目金額がCU100百万で、1年後に実行すると見込まれる固定金利の予定される住宅ローン（「パイプライン住宅ローン」とも呼ばれる。）
  - (c) ポートフォリオFL1—ポートフォリオFA2における予定されるパイプライン住宅ローンに関連する変動金利の資金調達
  - (d) ポートフォリオFL2—名目金額がCU300百万で要求払である顧客の預金
  - (e) ポートフォリオFL3—名目金額がCU200百万の5年の変動金利の銀行間借入
- IE194 企業Fは、金融資産及び金融負債の決済から生じるキャッシュ・フローを再投資又は再調達することを見込んでいる。

### 分析

- IE195 [IFRS第9号の7.2.5項] に従って正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために、企業Fは、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを20X1年から20X5年の5年の期間にわたる予想される金利改定日に基づいて集約する。
- IE196 企業Fは、リスク管理の決定を行う方法と整合的な合理的で裏付け可能な情報を考慮する。基礎ポートフォリオから生じると予想される金利改定リスクを算定するために、企業Fは、金融商品に関する情報を考慮する。契約上及び行動上の特性、現在及び将来の状況に関する予想、金利改定リスクの量の見積りに関連するその他の要因などである。
- IE197 企業Fの内部モデリングの方法及び仮定に基づいて、企業Fは次のことを予想する。
- (a) ポートフォリオFA1について—CU20百万の早期返済が20X3年、CU30百万の早期返済が20X4年、CU50百万の早期返済が20X5年に発生する。
  - (b) ポートフォリオFA2について—可能性が非常に高いと予想される名目金額がCU50百万のパイプライン固定金利住宅ローンが20X2年以降に発生する。他のCU50百万

## リスク軽減会計

は可能性が非常に高くはない。

- (c) ポートフォリオFL1について一可能性が非常に高い名目金額がCU50百万のパイプライン固定金利住宅ローンに関連する、可能性が非常に高い新たな金融負債が20X2年以降に発生する。
- (d) ポートフォリオFL2について一顧客の預金の3分の1（CU100百万）が毎年引き出される。この見積りは過去10年にわたり観察された金利変動に対する企業の預金金利の感応度（「預金ベータ」と呼ばれる場合がある）に基づいている。したがって、企業はCU200百万の固定金利エクスポージャーを20X1年に、CU100百万の固定金利エクスポージャーを20X2年に配分する。
- (e) ポートフォリオFL3について一CU200百万の借入が契約上の満期まで未決済のまま残る。

IE198 したがって、企業Fは各年度末現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーが次のようになると算定する。

	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
固定金利エクスポージャー	百万CU	百万CU	百万CU	百万CU	百万CU
FA1	500	500	480	450	400
FA2	—	50	50	50	50
FL2	(200)	(100)	—	—	—
合 計	300	450	530	500	450
変動金利エクスポージャー					
FA1—再投資 <sup>(a)</sup>	—	—	20	50	100
FL1	—	(50)	(50)	(50)	(50)
FL2—再調達 <sup>(b)</sup>	(100)	(200)	(300)	(300)	(300)
FL3	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
合 計	(300)	(450)	(530)	(500)	(450)

(a) IE197項(a)に記述されている早期返済された住宅ローンの再投資を表している。

(b) IE197項(d)に記述されている引き出された預金の再調達を表している。

## 設例 25—リスク軽減目的の特定（セクション 7.4）

### 事実パターン

IE199 リスク管理戦略に従って、企業Gは、金融商品から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理しており、自社の事業及びリスク管理活動が「IFRS第9号の7.1.4項」で定めている特性を有していると結論を下す。企業Gはリスク軽減会計を適用することを選択する。

設例及び適用ガイダンス—2025年12月

- IE200 企業Gは5年のローリング軽減対象期間にわたり金利改定リスクを管理し、5年の金利改定期間帯に基づいて金利改定の満期ギャップを使用して金利改定リスクに対するエクスポージャーを定量化する。
- IE201 20X1年度の期首現在で、企業Gの基礎ポートフォリオの中の金融商品は次のもので構成されている。
- (a) ポートフォリオFA1—名目金額がCU1,000百万の5年の早期返済できない固定金利の住宅ローン
  - (b) ポートフォリオFA2—契約上の満期が3年で名目金額がCU500百万の固定金利の金融資産
  - (c) ポートフォリオFA3—契約上の満期が2年で名目金額がCU200百万の変動金利の金融資産
  - (d) ポートフォリオFL1—契約上の満期が5年で名目金額がCU1,000百万の変動金利の金融負債
  - (e) ポートフォリオFL2—契約上の満期が4年で名目金額がCU500百万の変動金利の金融負債
  - (f) ポートフォリオFL3—名目金額がCU200百万の要求払である無金利の顧客の預金
- IE202 内部のモデリング方法に基づいて、企業GはポートフォリオFL3の中の顧客の預金のうちCU100百万が毎年引き出されると見込んでいる。企業Gは金融資産及び金融負債の決済から生じるキャッシュ・フローを再投資又は再調達すると見込んでいる。
- IE203 20X1年度の期首現在で、企業Gは正味金利改定リスク・エクスポージャーが次のようになると算定する。

正味金利改定リスク・ エクスポージャー	20X1 CU百万	20X2 CU百万	20X3 CU百万	20X4 CU百万	20X5 CU百万
<b>固定金利エクスポージャー</b>					
FA1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
FA2	500	500	500	—	—
FL3	(100)	—	—	—	—
合 計	1,400	1,500	1,500	1,000	1,000
<b>変動金利エクスポージャー</b>					
FA3	200	200	—	—	—
FL1	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
FL2	(500)	(500)	(500)	(500)	—
FA2—再投資	—	—	—	500	500
FA3—再投資	—	—	200	200	200
FL2—再調達	—	—	—	—	(500)
FL3—再調達	(100)	(200)	(200)	(200)	(200)
合 計	(1,400)	(1,500)	(1,500)	(1,000)	(1,000)

## リスク軽減会計

IE204 金利改定リスクに対するエクスポージャーを管理するために、企業Gは4つの金利スワップを締結する。

- (a) スワップ1—名目金額がCU1,000百万の5年の固定払・変動受の金利スワップ
- (b) スワップ2—名目金額がCU600百万の3年の固定払・変動受の金利スワップ
- (c) スワップ3—名目金額がCU300百万の2年の固定受・変動払の金利スワップ
- (d) スワップ4—名目金額がCU100百万の1年の固定受・変動払の金利スワップ

IE205 企業Gは、これらの指定デリバティブの正味の影響を次のように算定する。

指定デリバティブ	20X1 CU百万	20X2 CU百万	20X3 CU百万	20X4 CU百万	20X5 CU百万
<b>固定金利エクスポージャー</b>					
スワップ1	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
スワップ2	(600)	(600)	(600)	—	—
スワップ3	300	300	—	—	—
スワップ4	100	—	—	—	—
合 計	(1,200)	(1,300)	(1,600)	(1,000)	(1,000)
<b>変動金利エクスポージャー</b>					
スワップ1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
スワップ2	600	600	600	—	—
スワップ3	(300)	(300)	—	—	—
スワップ4	(100)	—	—	—	—
合 計	1,200	1,300	1,600	1,000	1,000

## 分 析

IE206 [IFRS第9号の7.4.1項から7.4.4項] に従ってリスク軽減目的を定めるために、企業Gは正味金利改定リスク・エクスポージャー及び金利改定リスクを軽減するために使用する指定デリバティブを考慮する。

<u>正味金利改定リスク・ エクスポージャー</u>	20X1 CU百万	20X2 CU百万	20X3 CU百万	20X4 CU百万	20X5 CU百万
固定金利エクスポージャー	1,400	1,500	1,500	1,000	1,000
変動金利エクスポージャー	(1,400)	(1,500)	(1,500)	(1,000)	(1,000)
<hr/>					
<u>指定デリバティブ</u>	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
固定金利エクスポージャー	(1,200)	(1,300)	(1,600)	(1,000)	(1,000)
変動金利エクスポージャー	1,200	1,300	1,600	1,000	1,000

IE207 企業Gは、次のようなリスク軽減目的を定める。

- (a) 指定デリバティブを使用して軽減する金利改定リスクの量と整合する。
- (b) 各金利改定期間帯において正味金利改定リスク・エクスポージャーの金額を超えない。

リスク軽減目的	20X1 CU百万	20X2 CU百万	20X3 CU百万	20X4 CU百万	20X5 CU百万
固定金利エクスポージャー	1,200	1,300	1,500	1,000	1,000
変動金利エクスポージャー	(1,200)	(1,300)	(1,500)	(1,000)	(1,000)

IE208 20X1年及び20X2年の金利改定期間帯において、企業Gはリスク軽減目的を正味金利改定リスク・エクスポージャーよりも低い金額で定める。これらの期間帯における金利改定リスクのすべてが指定デリバティブを通じて軽減されるわけではないからである。しかし、20X3年の金利改定期間帯において、企業Gは、より多くの指定デリバティブを締結しているにもかかわらず、リスク軽減目的を [IFRS第9号の7.4.1項] に従って正味金利改定リスク・エクスポージャーに限定する。20X4年及び20X5年の金利改定期間帯において、企業Gは正味金利改定リスク・エクスポージャーを完全に軽減し、したがって同じ金額のリスク軽減目的における金利改定リスク、正味金利改定リスク・エクスポージャー及び指定デリバティブを有する。

## 設例 26—リスク軽減調整額が全額は実現しない可能性があるという兆候 (セクション 7.4)

### 事実パターン

IE209 リスク管理戦略に従って、企業Hは、金融商品から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理しており、自社の事業及びリスク管理活動が [IFRS第9号の7.1.4項] で定めている特性を有していると結論を下す。企業Hはリスク軽減会計を適用することを選択する。

IE210 企業Hは固定金利の金融資産のさまざまなポートフォリオを保有し、それらは変動金利の金融負債で賄われる。

IE211 期間1の開始時に、企業Hは金利改定リスク・エクスポージャーを完全に軽減することを決定し、締結する指定デリバティブを通じてこの決定を立証する。企業Hは、リスク軽減目的で定めている金利改定リスクの時期及び量を表すためのベンチマーク・デリバティブを構築する。ベンチマーク・デリバティブと指定デリバティブの両方が、この日現在では公正価値がゼロである。

IE212 市場金利は期間1において非常に変動性が高いが、期間1の末日までに、ベンチマーク金利が当該期間の開始時と比較して20ベースポイント低下した。この変動により指定デ

## リスク軽減会計

リバティブからCU4百万の公正価値損失、ベンチマーク・デリバティブからCU4百万の公正価値利得が生じる<sup>1</sup>。

IE213 [IFRS第9号の7.4.8項] の要求事項に従って、企業Hはリスク軽減調整額をCU4百万で財政状態計算書に認識する。

IE214 期間2の開始時において、企業Hはベンチマーク金利が市場の状況の変化によりさらに低下すると見込む。企業Hの正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動は期間1において発生しておらず、企業Hは金利改定リスクを軽減する範囲を縮小するために相殺するデリバティブを締結する。企業Hはリスク軽減目的を定め、それに従ってベンチマーク・デリバティブを構築する。

IE215 しかし、ベンチマーク金利は期間2において20ベースポイント上昇し、期間1の開始時の金利に実質的に戻ることとなった。期間2の末日現在で、指定デリバティブの公正価値損失の累計額はCU1.2百万（期間1のCU4百万の損失と期間2のCU2.8百万の利得）である<sup>2</sup>。

IE216 期間2の末日現在のベンチマーク・デリバティブの公正価値の変動累計額は、CU1.2百万の利得である。期間2において企業Hがベンチマーク・デリバティブを調整することが必要となるような正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動は発生しなかった。その結果、財政状態計算書におけるリスク軽減調整額の累計額はCU1.2百万の借方残高である。

### 分 析

IE217 期間2の末日は企業Hの報告日と一致している。[IFRS第9号の7.4.11項] は、報告日現在で認識されているリスク軽減調整額の累計額が軽減対象期間にわたって全額が実現されない可能性があるという兆候があるかどうかを評価することを企業に要求している。

IE218 ベンチマーク金利は報告期間（期間1と期間2の両方をカバーしている）中に実質的に変動しなかったが、当該報告期間中の金利変動と企業Hのリスク軽減目的の変更が組み合わさることで、企業Hはリスク軽減調整額の累計額をCU1.2百万で認識する結果となった。しかし、当該報告期間中に、企業Hがベンチマーク・デリバティブを調整することが必要となるような正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動は発生しなかった。

IE219 企業Hは、ベンチマーク金利の変動にかかわらず、リスク軽減調整額の累計額が軽減対象期間にわたり全額が実現されない可能性があるという兆候はないと判断した。したがって、企業Hは、リスク軽減調整額が正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超えているかどうかを測定するために、[IFRS第9号の7.4.12項] における要求を

<sup>1</sup> CU4百万は、期間1における市場金利の20ベースポイントの低下によって生じた公正価値変動を例示するために使用されている。

<sup>2</sup> CU2.8百万は、期間2における市場金利の20ベースポイントの上昇によって生じた公正価値変動を例示するために使用されている。

適用する必要はない。

## 設例 27—正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値の測定（セクション7.4）

### 事実パターン

IE220 リスク管理戦略に従って、企業Jは、金融商品から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理している。企業Jは、自社の事業及びリスク管理活動が [IFRS第9号の7.1.4項] で定めている特性を有していると結論を下す。企業Jはリスク軽減会計を適用することを選択し、軽減対象期間は5年である。

IE221 企業Jは、名目金額がCU100百万、CU200百万、CU500百万で、満期がそれぞれ5年、3年、2年である固定金利の住宅ローンのさまざまなポートフォリオを保有している。これらの住宅ローンは、CU750百万の5年の変動金利の銀行間借入及びCU50百万の資本 (Equity) で賄われている。

正味金利改定リスク・ エクスポージャー	20X1 CU百万	20X2 CU百万	20X3 CU百万	20X4 CU百万	20X5 CU百万
<b>固定金利エクスポージャー</b>					
5年の住宅ローン	100	100	100	100	100
3年の住宅ローン	200	200	200	—	—
2年の住宅ローン	500	500	—	—	—
合 計	800	800	300	100	100
<b>変動金利エクスポージャー</b>					
5年の負債	(750)	(750)	(750)	(750)	(750)
3年の住宅ローンの再投資	—	—	—	200	200
2年の住宅ローンの再投資	—	—	500	500	500
合 計	(750)	(750)	(250)	(50)	(50)

IE222 市場金利は、過去数年にわたり変動性が高かった。住宅ローンの大半は、市場金利がずっと低かった時期に発行された。企業Jは現在、固定金利の住宅ローンに対して受け取る金利よりも多くの金利を銀行間借入に対して支払っている。これらの住宅ローンの平均の固定金利は2.0%であるが、変動金利の銀行間借入に対する現在の平均金利は3.5%である。しかし、企業Jは、市場金利が上昇する前に固定払・変動受の金利スワップを締結することによってこのリスクを管理しており、現在、それらのスワップについての正の金利発生により便益を得ている。

## リスク軽減会計

IE223 事業運営の戦略的レビューの後に、企業Jは5年及び3年の顧客向け住宅ローンのポートフォリオの50%を20X1年度の期首に売却する。企業JはCU130百万の入金額を中央銀行に預けて、変動金利の金利収益を得る<sup>3</sup>。企業Jは、過去の期間において、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために、これらの住宅ローンを基礎ポートフォリオに含めた。したがって、企業Jは売却した住宅ローンをリスク軽減調整額の累計額の一部を支えるために使用した可能性が高い。

### 分 析

IE224 [IFRS第9号の7.4.11項] に従って、企業Jは、報告日現在のリスク軽減調整額が軽減対象期間にわたり全額は実現されないという兆候があると、次の理由で判断した。

- (a) 報告期間中の企業の住宅ローンのポートフォリオの50%の売却は、企業が発生を予想していなかった基礎ポートフォリオの重大な変動である。
- (b) 企業Jはベンチマーク・デリバティブをこの予想外の変動の影響について完全に調整するために必要なシステム及びプロセスを有していない。

IE225 [IFRS第9号の7.4.12項] は、企業Jに対し、リスク軽減調整額が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超えているかどうかを、合理的で裏付け可能な情報に基づくアプローチを使用して判定することを要求している。

IE226 企業Jは、固定金利の金融商品の現在価値に基づくアプローチを使用し、変動金利の金融商品に基づく複製ポートフォリオを構築する。企業Jは最初に固定金利の顧客向け住宅ローンの残りのポートフォリオの現在価値を計算し、それらの名目金額はCU50百万、CU100百万、CU500百万で、満期はそれぞれ5年、3年、2年である。

IE227 企業Jは、CU620百万の変動金利の金融負債（CU750百万の10年の変動金利の銀行間借入及びCU130百万の変動金利の中央銀行への預け金）を有しているので、名目金額がCU30百万の変動金利の金融負債からの金利改定リスクの影響を表すためにもう1つの調整を行う<sup>4</sup>。

IE228 企業Jは、この調整を、リスク管理戦略に従って、超過の変動金利の金融負債の償却特性に基づく複製ポートフォリオを構築することによって行う。この場合、企業Jは5つの5年のデリバティブを構築する。これらのデリバティブは、それぞれ名目金額がCU6百万（変動金利の金融資産の5分の1に相当）で、開始日が過去5年度のそれぞれの期首に対応してずらされており、それらの日現在のベンチマーク金利を使用している。

<sup>3</sup> 入金額は固定金利の住宅ローンの名目金額 CU150 百万よりも低い。住宅ローンが発行された以降に市場金利が上昇したからである。CU130 百万は、売却損 CU20 百万を仮定して、例示の目的で使用されている。

<sup>4</sup> 企業 J が、このケースで名目金額 CU30 百万の変動金利の金融負債についてのもう 1 つの調整を行うのは、合計 CU620 百万の変動金利の負債（CU750 百万の負債と CU130 百万の資産）と合計 CU650 百万の固定金利の金融資産（CU50 百万、CU100 百万及び CU500 百万の資産）を保有しているからである。

## 設例及び適用ガイダンス—2025年12月

売却後の正味金利改定リスク・エクスポージャー	20X1 CU百万	20X2 CU百万	20X3 CU百万	20X4 CU百万	20X5 CU百万
固定金利エクスポージャーの合計	650	650	150	50	50
変動金利エクスポージャーの合計	(620)	(620)	(120)	(20)	(20)
現在価値計算のための固定金利エクスポージャー	650	650	150	50	50
変動金利の超過についての調整	(30)	(24)	(18)	(12)	(6)
現在価値計算に使用される正味金利改定リスク・エクスポージャー	620	626	132	38	44

IE229 複製ポートフォリオの現在価値に固定金利エクスポージャーの現在価値を加算したものは、正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値と同額となる。

IE230 報告日現在のリスク軽減調整額の累計額が、IE224項からIE229項に記述したように計算した正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超える場合には、企業Jはその超過額を「IFRS第9号の7.4.14項」に従って純損益に直ちに認識する。

### 設例 28—リスク軽減会計の中止後のリスク軽減調整額の純損益への認識 (セクション 7.5)

#### 事実パターン

IE231 リスク管理戦略に従って、企業Kは、金融商品から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理している。企業Kは、自社の事業及びリスク管理活動が「IFRS第9号の7.1.4項」で定めている特性を有していると結論を下す。企業Kはリスク軽減会計を適用することを選択する。

IE232 20X1年度末において、企業Kの財政状態計算書におけるリスク軽減調整額の累計額は、CU28百万の貸方残高である<sup>5</sup>。

IE233 現在まで、企業Kは金利改定リスクをキャッシュ・フローを基礎とした測定を使用して管理してきた。しかし、企業Kが過去12か月にわたり事業を営んできた市場における変化により、企業の経営者は金利改定リスクを今後は公正価値に基づく測定を使用して管理すると決定するに至った。

#### 分析

<sup>5</sup> リスク軽減調整額は、「IFRS第9号の7.4.8項から7.4.14項」の要求事項に基づいて計算され、CU28百万を例示の目的で使用している。

## リスク軽減会計

- IE234 企業Kが行うリスク管理活動及びそれをいつ行うかを決定するために使用する測定の変更は、企業Kが金利改定リスクを管理する方法の変更である。したがって、企業Kは[IFRS第9号の7.5.1項]によって、リスク軽減会計の適用を20X1年度の末日から将来に向かって中止することを要求される。
- IE235 [IFRS第9号の7.5.3項]の要求事項に従って、企業Kは、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクが、従前の予想と同様に、依然として純損益に影響を与えると見込まれるかどうかを評価する。
- IE236 企業Kは、事業を営んでいる市場における変化が、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクが純損益に影響を与えるかどうかに関する予想に影響を与えなかったと結論を下す。したがって、企業Kは引き続き、[IFRS第9号の7.5.3項(a)]に従って、リスク軽減調整額の累計額を規則的かつ合理的な基礎で純損益に認識する。
- IE237 ベンチマーク・デリバティブが調整されなかった基礎ポートフォリオにおいて予想外の変動が20X1年度に発生しなかった場合には、企業Kは純損益に認識すべきリスク軽減調整額の金額を算定するためにベンチマーク・デリバティブの発生特性を使用することができる。しかし、ベンチマーク・デリバティブが金利改定の予想される影響を表さなくなった場合には、企業Kはリスク軽減調整額の累計額を軽減対象期間の残りの4年間にわたって定額法で償却する可能性がある。このようなアプローチは、[IFRS第9号の7.5.3項(a)]における要求も満たすことになる。

**[案] IFRS 第7号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンスの修正**

IG14A項からIG14F項及び関連する見出しを追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付してない。参照の便宜のため、既存の見出しを灰色の字で示している。[ ]内の項参照は、公開草案で追加を提案している項を参照している。

財政状態及び業績に対する金融商品の重大性（第7項から第30項、B4項及びB5項）

...

リスク軽減会計（第30D項から第30P項）

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

IG14A [IFRS第7号の第30J項] は、指定デリバティブの契約条件並びにそれらが企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響しているのかに関する定性的情報及び定量的情報を開示することを企業に要求している。以下の例は、企業が当該情報をどのように開示する可能性があるのかを例示している。

当社は、20X2年12月31日現在及び20X1年12月31日現在で、次のような金利スワップをリスク軽減会計の目的上の指定デリバティブとして保有した。

	20X2年12月31日現在の 満期分析				20X1年12月31日現在の 満期分析			
	1年 未満	1-2年	2-5年	5年超	1年 未満	1-2年	2-5年	5年超
<b>金利スワップ</b>								
- 固定払・ 変動受								
名目金額 (CU百万)	X	X	X	X	X	X	X	X
平均 固定金利	X%	X%	X%	X%	X%	X%	X%	X%
- 固定受・ 変動払								
名目金額 (CU百万)	X	X	X	X	X	X	X	X
平均 固定金利	X%	X%	X%	X%	X%	X%	X%	X%

## リスク軽減会計

IG14B 以下の例は、企業が [IFRS第7号の第30K項] で要求されている情報をどのように開示する可能性があるのかを例示している。

感応度分析				
軽減利率の合理的に考え得る変更の影響が、基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー及び公正価値に次のように影響を与える可能性がある（期待キャッシュ・フローを見積る方法には変更がないと仮定している）。				
	公正価値の感応度		キャッシュ・フローの感応度	
	20X2年 12月31日 CU百万	20X1年 12月31日 CU百万	20X2年 12月31日 CU百万	20X1年 12月31日 CU百万
xxx bpsの上方パラレルシフト	(X)	(X)	X	X
xxx bpsの下方パラレルシフト	X	X	(X)	(X)
スティープ化	X	X	X	X
フラット化	(X)	(X)	(X)	(X)
その他のショック・シナリオ (特定する)	X	X	X	X

### リスク軽減会計が財政状態及び業績に与えている影響

IG14C 以下の例は、企業が [IFRS第7号の第30L項] で要求されている情報を表形式でどのように開示する可能性があるのかを例示している（例示の目的上、比較情報は示していない）。

次のような金融商品が、20X2年12月31日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために集約された基礎ポートフォリオに含まれていた。					
	名目金額 CU百万	帳簿価額		財政状態計算 書上の科目	インプット、 仮定及び見積技法
		資産 CU百万	負債 CU百万		
中央銀行への預け金	X	X	—	中央銀行への残高	契約上の満期
無保証ローン	X	X	—	顧客への貸付金及び前渡金	予想される満期 <sup>a</sup>
顧客の要求払預金	X	—	(X)	顧客の預金	予想される満期 <sup>b</sup>
将来の取引—個人向け住宅ローン	X	n/a	—	n/a	予想される満期 <sup>c</sup>

設例及び適用ガイダンス—2025年12月

ヘッジ対象エクスポージャー（下記参照）	n/a	—	(X)	発行済みの負債性証券	n/a
---------------------	-----	---	-----	------------	-----

ヘッジ対象エクスポージャーは、公正価値ヘッジ関係に関するものである。

（当社は、公正価値ヘッジ対象エクスポージャーに関してIFRS第7号の第24A項及び第24B項(a)で要求されている情報を提供する。）

金利改定リスクを金利改定期間帯ごとに集約するために使用したインプット、仮定及び見積技法に関する追加的な情報：

- 内部モデルが、潜在的な早期返済の影響を過去の経験及び経営者の予測に基づいて考慮するために使用されている。
- 内部モデルが、要求払預金のうち特定の期間にわたり固定金利エクスポージャーとして管理されている部分（過去10年間に観察された預金ベータに基づいて算定される）を識別するために使用されている。
- 可能性の非常に高いパイプライン個人向け住宅ローンと、現在の住宅ローンの申込及び受入れ、類似商品の過去の経験及び経営者の予測に基づいて含めている。

IG14D 以下の例は、企業が [IFRS第7号の第30M項] で要求されている情報を表形式でどのように開示する可能性があるのかを例示している（例示の目的上、比較情報は示していない）。

20X2年12月31日現在でリスク軽減会計の目的で指定デリバティブに含まれている金利スワップに関連した金額は、次のとおりであった。

	名目金額	帳簿価額		財政状態計算書上の科目	リスク軽減調整額の測定のための基礎として使用した公正価値の変動
		資産	負債		
CU建の金利スワップ (CU百万)	X	X	—	デリバティブ資産	(X)
FCU建の金利スワップ (CU百万)	X	—	(X)	デリバティブ負債	X

IG14E 以下の例は、企業が [IFRS第7号の第30N項] で要求されている情報を表形式でどのように開示する可能性があるのかを例示している（例示の目的上、比較情報は示していない）。

## リスク軽減会計

リスク軽減会計	継続 CU百万	中止 CU百万	合計 CU百万	累計 CU百万	純損益計算書 上の科目
リスク軽減調整額に含まれていない指定デリバティブに係る利得又は損失	(X)	(X)	(X)	(X)	正味トレーディング収益
予想外の変動の影響 <sup>a</sup>	(X)	(X)	(X)	(X)	正味トレーディング収益
<b>20X2年12月31日終了年度に係る不一致の合計</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	

a. 20X2年12月31日現在、当社は正味金利改定リスク・エクスポージャーを当該時点での直近の予想に基づいて再評価し、住宅ローンのいくつかのポートフォリオの返済特性の重大な変化を識別した。当社はこれらの予想外の変動の影響をリスク軽減調整額の超過額を測定することによって捕捉し、それにより、過去にリスク軽減調整額において報告したCU X百万が20X2年12月31日現在で純損益に認識される結果となった。

20X2年12月31日現在、当社は合計CU X百万のリスク軽減調整額を有していて、これは将来の報告期間において純損益に認識されることになり、将来の金利の変動性に対する保護を提供している。

	20X2年12月31日現在の満期分析				
	1年未満	1-2年	2-5年	5年超	合計
リスク軽減調整額—継続	X	X	X	X	X
リスク軽減調整額—中止	X	X	X	X	X
<b>リスク軽減調整額の合計</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>

IG14F 以下の例は、企業が [IFRS第7号の第300項] で要求されている情報を表形式でどのように開示する可能性があるのかを例示している（例示の目的上、比較情報は示していない）。

リスク軽減調整額	リスク軽減 会計—継続	リスク軽減 会計—中止	合 計
	帳簿価額 CU百万	帳簿価額 CU百万	帳簿価額 CU百万
	20X1年1月1日	X	X
公正価値利得又は損失	X	n/a	X
純損益に認識した金額	(X)	(X)	(X)
その他の調整額—認識した超過額	(X)	(X)	(X)
<b>2021年12月31日</b>	<b>X</b>	<b>X</b>	<b>X</b>



# IFRS<sup>®</sup>

Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

**ifrs.org**

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA<sup>®</sup>', 'IASB<sup>®</sup>', 'IFRS<sup>®</sup>', 'International Financial Reporting Standards<sup>®</sup>', 'ISSB<sup>®</sup>', and 'SASB<sup>®</sup>'. For a full list of our registered trade marks, visit [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org).